

審 査 基 準

令和 2 年 9 月 1 日 作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第42条第3項において準用する第22条第6項
処 分 概 要：機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第63条、第43条第3項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：
申 請 先：申請書は、県下のいずれかの警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください（兵庫県公安委員会発行の資格者証の再交付に限る。）。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線3424）
備 考：